

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

令和7年3月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望するもの(以下「寄附者」という。)が提出する申告特例申請書を受領・保管し、当該情報を電子データにて管理する。 また、寄附者情報に変更のあった場合は、寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届け出書が提出されるため、当該内容に沿って情報の変更を行う。 最終的に、年間の寄附情報をまとめ、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を、申請者の住民票所在地の市区町村に送付する。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特例申請者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び別表24の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経済部観光物産課
②所属長の役職名	観光物産課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所経済部-観光物産課
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは申請者から直接取得するものとし、住基ネット照会を行っていない。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施している。書類は施錠管理を行っている。制度開始から年数が経過していないため、書類廃棄は行っていないが、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底します。更に、定期的なプロセスの見直しを行うことにより、リスク軽減を図っています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取り扱いの意識向上に努めています。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは申請者から紙媒体で取得し、鍵付きの書類保管庫にて保管している。また、過年度分のマイナンバーにおいても、年単位で区分し、一括で保管している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	亀井利行	総合政策課長	事後	様式変更による。
令和4年3月1日	I 5 ①部署	企画部総合政策課	経済部観光物産課	事後	所管変更による。
令和4年3月1日	I 5 ②所属長の役職名	総合政策課長	観光物産課長	事後	所管変更による。
令和5年2月20日	II 1. 対象人数	平成29年11月1日時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年2月20日	II 2. 取扱者数	平成29年11月2日時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I-3 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項及び別表第一項番16 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所経済部 観光物産課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所経済部観光物産課	事後	
令和7年3月28日	II-1 対称人数	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II-2 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV-8 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV-8 人手を介在させる作業	(項目なし)	マイナンバーは申請者から直接取得するものとし、住基ネット照会が行っていない。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施している。書類は施設管理を行っている。制度開始から年数が経過していないため、書類廃棄は行っていないが、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底します。更に、定期的なプロセスの見直しを行うことにより、リスク軽減を図っています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取り扱いの意識向上に努めています。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	十分である	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	マイナンバーは申請者から紙媒体で取得し、鍵付きの書類保管庫にて保管している。また、過年度分のマイナンバーにおいても、年単位で区分し、一括で保管している。	事後	様式変更による。